

3. 議会関係

(12) 議員の兼業禁止規定の該当事例に関する調査 (令和5年4月1日 から 令和7年3月31日 まで)

① 都道府県分 <該当なし>

② 市区町村分

都道府県名	市町村名	議会の決定の内容		議会の決定の理由	決定の年月日	都道府県知事に対する審査の申立ての有無		裁判所への出訴の有無	
		兼業禁止規定に該当すると決定したもの	兼業禁止規定に該当しないと決定したもの			審査の申立ての結果	出訴の結果		
茨城県	坂東市		○	市との請負金額は売上額の約30%であり、過去の判例や弁護士の見解を確認した上でも、地方自治法第92条の2に抵触しないため。	R6.12.12	無		無	
千葉県	市川市		○	議員が監査役となっていた法人の売上の割合に占める市との取引が、議員の兼業禁止に該当する程度にまで至っている事実が確認されなかったため。	R7.3.6	無		無	
宮崎県	川南町		○	法第92条の2に規定する請負をする者等に該当しないため。	R6.12.23	無		無	
計	3団体	0件	3件			0件		0件	